

財務省告示第五百三十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十六年度の初日から平成十六年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十六年十二月二十八日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十六年度の初日から平成十六年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	三・一トン
三	七トン
四	二、四四六トン
五	九七四トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
六九四トン	五三三トン	一、四二四トン	八四、四八七トン	二八、九九七トン	一八トン	二二八、四八六トン	九九四、一五五トン	三、八七四、四三二トン	六一、八八トン	六、三六七トン	二、九七トン	二四、五三八トン	八トン	トン	一トン

二九	一、 一四トン
二八	九六トン
二七	一、 六六トン
二六	一、 五五六トン
二五	トン
二四	一 トン
二三	四、 三六トン
三三	六四トン
三一	二三、 八三五トン